

平成25年10月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則の一部改正について

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛通知がなされました。

同事業は、予防接種法に基づく急性灰白髄炎の定期予防接種によって経口生ポリオワクチンの接種を受けた家族等に接触すること等により、極めて希ながらも、ポリオウイルスに2次感染した者に対して、医学的見地から調査を行い、救済事業を実施することを目的とし平成16年に開始されたものであり、本通知は、医療手当等について物価等の変動により引き下げを行うものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 0 9 2 6 第 1 号
平成 2 5 年 9 月 2 6 日

都道府県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則の一部改正について（施行通知）

標記について、「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業の実施について」（平成 1 6 年 3 月 3 0 日付け健感発第 0 3 3 0 0 0 4 号本職通知）の別紙「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則」を次のように改正するので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し周知方よろしくお願いしたい。

記

- 1 ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則（以下「実施細則」という。）第 3 の 2 に規定する医療手当について、通院 3 日以上、入院 8 日以上、及び同一月に入通院をした者に支給する額を 3 5, 6 0 0 円から 3 5, 3 0 0 円に、通院 3 日未満の者及び入院 8 日未満の者に支給する額を 3 3, 6 0 0 円から 3 3, 3 0 0 円に引き下げる。
- 2 実施細則第 4 のアに規定する障害児の養育に対する特別手当の額について、1 級障害児を養育する者に支給する額を 8 4 4, 8 0 0 円から 8 3 8, 8 0 0 円に、2 級障害児を養育する者に支給する額を 6 7 5, 6 0 0 円から 6 7 0, 8 0 0 円にそれぞれ引き下げる。
- 3 実施細則第 4 のイに規定する 1 8 歳以上の障害者に対する特別手当の額について、1 級障害者に支給する額を 2, 7 0 0, 0 0 0 円にから 2, 6 8 0, 8 0 0 円に、2 級障害者に支給する額を 2, 1 6 0, 0 0 0 円から 2, 1 4 4, 4 0 0 円にそれぞれ引き下げる。
- 4 実施細則第 5 のイの 2（1）に規定する死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金の額を 7, 0 8 4, 8 0 0 円から 7, 0 3 4, 4 0 0 円に引き下げる。
- 5 本改正は平成 2 5 年 1 0 月以降の月分から適用されるものである。